

令和3年 第1回香芝市教育委員会会議（1月定例）会議録

日時 令和3年1月28日(木)
午前10時00分より
場所 香芝市役所5階 委員会室

〔出席者〕

教育長 村中 義男
委員(教育長職務代理者) 田中 貴治
委員 三岡 正美
委員 關野 英明
委員 山田 綾子

〔欠席者〕

なし

〔事務局〕

教育部長 福森 るり
教育部次長 澤 和七
教育総務課長 隈崎 倫夫
学校教育課長 廣見 敦志
こども課長 上平 直美
生涯学習課長、青少年センター所長兼任 山下 隆次
市民図書館長 大橋 典子

〔書記〕

教育総務課主幹 松田 陽介

日程1 定足数の確認

日程2 開会の宣言

教育長 おはようございます。教育委員会会議(1月定例)を招集させていただきましたところ、委員各位におかれましては何かとお忙しいところでございますけれども、ご参集をいただきまして誠にありがとうございます。

本日は、規則改正など議決案件5議案を上程させていただいております。何卒慎重ご審議の上原案可決賜りますようよろしくお願いいたします。

それでは、定足数に達しておりますので、これより令和3年第1回香芝市教育委員会会議(1月定例)を開会いたします。

委員並びに、事務局、傍聴にお越しの皆様方に申し上げます。携帯電話の電源はお切りになるか、またはマナーモードにして下さい。また、香芝市教育委員会傍聴規則第6条により写真録音等が禁止されていますのでよろしくお願いいたします。

日程3 署名委員の指名について

教育長 署名委員は、三岡委員と山田委員をお願いいたします。

日程4 教育長の諸報告

教育長 では、日程に基づきまして、日程4の諸報告として、私のほうから報告をさせていただきます。令和2年12月23日～本日（1月28日）までの私の動静につきましてご報告申し上げます。

24日は、市内にある株式会社スプリード様より自社で製造された子供用マスクを市内の公立幼稚園及び認定こども園の園児にとご寄付をいただきました。ありがたく使わせていただきます。

28日は、香芝市消防団による年末特別警戒が行われるにあたり、その出発式が庁舎の駐車場で実施されましたので参加し平素のお礼を申し上げます。

29日から1月3日まで年末年始の休暇をいただきました。

年が改まりまして、令和3年1月4日は仕事始め式が規模を縮小して挙行され福岡市長より新年の訓示をいただきました。

10日は、香芝市野外活動センターでボーイスカウトの年頭式が行われ、市長とともに出席してまいりました。会場となった野外活動センターは今年度をもって閉鎖されますが、ボーイスカウトの活動拠点であり新たな場所の確保が課題であります。

また、11日はリニューアルした総合体育館で成人式が行われ、委員の皆様にもご出席をいただきました。どうもありがとうございました。今年はコロナ禍により2部制に分けての実施でありましたが、式会場では密になることなく整然とした中で進められ、実行委員会並びに事務局関係者の皆様には感謝をいたします。

リニューアルした真新しい明るい会場で新成人の門出を祝福できました。

14日から20日まで新年部課長会があり、それぞれの部局から今年の施策について話を聞かせていただきました。

18日は校長会が、25日は教頭会を開催いただき、今後もコロナ禍により先行きが不透明であるが、困難から逃げずに向き合い、常に最善策を追求し、そして迅速に取り組むことで最悪の事態は避けることができる。共にこのピンチをチャンスに変える気持ちで取り組みましょうと訓示を行いました。

21日と22日は、来年度の人事に伴い各校長の人事計画を県の管理主事と共にヒアリングを実施いたしました。

23日は、奈良県小学生バンド連盟主催による第36回金管フェスティバルが大和高田市のさざんかホールで開催され、本市からは下田小学校の児童が参加してくれましたので、応援に行ってまいりました。会場では感染症対策が徹底されており保護者の皆様も安心して観覧することができたと思います。

26日は、屯鶴峯にある京都大学の地震観測所地下壕の見学に行き参りました。ご承知のように本地下壕は太平洋戦争の末期に軍事施設として延長2kmにおよぶ網の目状の防空壕であります。現在は一部を地震の観測所として活用されていますが、一部

崩壊の危険性もあり、何とか保存の方法を検討し戦争遺跡として後世に伝えていかねばと思いました。

そして、本日の第1回教育委員会議となっております。

以上、本日までの私の動静につきましてご報告をさせていただきました。

何かご意見ご質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

質問等がございませんので、日程5に進みたいと思います。

日程5(1) 香芝市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部を改正することについて

教育長 案件(1)議第1号「香芝市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部を改正することについて」を事務局より説明をお願いします。教育総務課長。

教育総務課長 失礼いたします。只今提案になりました議第1号「香芝市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部を改正することについて」につきまして、提案理由説明を申し上げます。

本案は令和3年4月1日より効果的かつ効率的に事務を執行することを目的として、教育委員会事務局の機構改革を実施するものでございます。主な内容といたしましては、教育総務課内に今後のICT教育への対応のためにICT係を設置いたします。

また、児童生徒の保健衛生や学校給食の事務を執行する保健給食係を保健給食課とし、学校での保健衛生事務や学校給食事務の円滑な実施を図ります。

最後に、学校教育課内に学校支援室を設置し、主に学校教育や学校運営における学校の支援の役割をより専門的に担っていくことを想定しております。何卒、慎重ご審議の上原案可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長 只今の説明につきまして、何かご意見ご質問等ございますか。田中委員。

田中委員 特に質問というわけではないのですが、ICTの環境、それから昨日一昨日とデジタル教科書の使い方などが新聞の方にも載っております、やはり専門部署というのは当然のごとく必要だと思います。そういう意味では、ICT係が新たに教育総務課の中で設置されるというのはよろしいことだと思います。

また、保健給食課でありましたり、学校教育課の中の学校支援室、やはり特にこの学校支援室もICTの設備系だけではなく、実際の中身の部分でやはり学校の先生方の現実な部分でいろいろなフォローをかけていたりとか、そういう部分が必要であるかと思うので、こういう学校支援係の役割も今まで以上に必要になってくるのではないかという意味で設置されるのは非常によろしいことだと思います。以上です。

教育長 ありがとうございます。他にございませんか。

ないようでございますので、質疑を打ち切ります。本案につきましてご異議ないでしょうか。

各委員 (「異議なし」の声あり)

教育長 異議がないようですので、原案のとおり可決することといたします。

日程5(2) 香芝市教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正することについて

教育長 続きまして案件(2)議第2号「香芝市教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改

正することについて」を事務局より説明をお願いします。教育総務課長。

教育総務課長 失礼いたします。只今提案になりました議第2号「香芝市教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正することについて」の提案理由をご説明申し上げます。

本案は議第1号香芝市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部を改正することについてにより、新たな課が新設されることに伴い、当該課長の事務決裁権限を新たに規定し、整理するものでございます。何卒、慎重ご審議の上原案可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長 只今の説明につきまして、何かご意見ご質問等ございますか。田中委員。

田中委員 この部分は先ほどの組織改正に伴う部分であるということで、内容を熟読させていただきましたが、こういう形でよろしいかと思います。

教育長 ありがとうございます。他にございますか。

ないようでございますので、質疑を打ち切ります。本案につきましてご異議ないでしょうか。

各委員 （「異議なし」の声あり）

教育長 異議がないようですので、原案のとおり可決することといたします。

日程5(3) 香芝市有料公園施設の管理に関する規則の一部を改正することについて

教育長 続きまして案件(3) 議第3号「香芝市有料公園施設の管理に関する規則の一部を改正することについて」を事務局より説明をお願いします。生涯学習課長。

生涯学習課長 失礼いたします。ただ今、提案になりました、議第3号「香芝市有料公園施設の管理に関する規則の一部を改正する規則について」の提案理由をご説明申し上げます。参考資料の11ページから13ページを合わせてご覧下さい。

本案は、令和2年12月香芝市議会定例会において『香芝市都市公園条例の一部改正』の議案が議決され、同条例の有料公園施設から香芝市総合プールを有する香芝市総合公園が削除されたことに伴い、香芝市有料公園施設の管理に関する規則に規定する、香芝市総合プールに関する内容を削除するため、規則の改正を行うものでございます。

何卒、慎重審議を頂き、原案可決賜りますよう、お願い申し上げます。以上でございます。

教育長 只今の説明につきまして、何かご質問等ございますか。田中委員。

田中委員 失礼いたします。これもご説明にありましたように、香芝市総合公園の主たる施設としてはプールがありますが、なくなるということでその部分を削除するということですので、これで問題ないかと思います。12月の委員会の時にも申しましたが、また新たなスポーツ公園ができる時にプールの方もなんらかの形でまた設置していただけると非常にありがたいと思いますので、改めてもう一度申し上げさせていただきます。

教育長 ありがとうございます。他にございませんか。
質問がないようですので質疑を打ち切ります。本案につきましてご異議ございませんか。

各委員 （「異議なし」の声あり）

教育長 ありがとうございます。異議がないようでございますので、原案のとおり可決いたします。

日程５（４）香芝市学校運営協議会の委員を解任することについて

教育長 続きまして、案件（４）議第４号「香芝市学校運営協議会の委員を解任することについて」を事務局より説明をお願いします。学校教育課長。

学校教育課長 失礼いたします。只今提案になりました議第４号「香芝市学校運営協議会の委員を解任することについて」につきまして提案理由をご説明申し上げます。

本案は令和２年度の香芝東中学校の学校運営協議会の委員の解任につきまして、香芝市学校運営協議会規則第１５条第１項により令和３年１月３１日をもって解任することについてをお諮りするものでございます。議案書の９ページをご覧ください。

解任する委員はページの一番下の多田委員でございます。令和２年５月１日より香芝東中学校の学校運営協議会委員に委嘱して以来、委員の活動にご従事いただいたわけですが、この度ご本人の辞任の申し出がございまして、委員の解任を要請させていただいている次第でございます。慎重ご審議の上原案可決賜りますようよろしくお願いいたします。以上です。

教育長 只今の説明につきまして、何かご質問等ございますか。
質問がないようですので質疑を打ち切ります。本案につきましてご異議ございませんか。

各委員 （「異議なし」の声あり）

教育長 ありがとうございます。異議がないようでございますので、原案のとおり可決いたします。

日程５（５）令和２年度香芝市教育委員会表彰被表彰者の決定について

教育長 続きまして、案件（５）議第５号「令和２年度香芝市教育委員会表彰被表彰者の決定について」を事務局より説明をお願いします。教育総務課長。

教育総務課長 失礼いたします。只今、提案になりました議第５号「令和２年度香芝市教育委員会表彰被表彰者の決定について」の提案理由をご説明申し上げます。

香芝市教育委員会表彰は、香芝市教育委員会表彰要綱の規定に基づいて行うもので、同要綱第３条に表彰を受ける者の決定は、教育委員会の職務権限と定められておりま

すので、教育委員会にお諮りするものでございます。

なお、表彰選考につきましては、去る1月18日校長、園長、所長からなる表彰選考審査委員会により審査頂いております。

また、審査委員会で表彰対象とされた教育美術展覧会の特選はまだ結果が出ていないため今回は対象者にあげておりませんが、特選の結果が出ましたら表彰対象とさせていただきますと思います。

慎重ご審議の上、原案可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

教育長 只今の説明につきまして、何かご質問等ございますか。山田委員。

山田委員 失礼いたします。質問ではないのですが、子どもたちの頑張りももちろんですが、送迎や食事のサポートなど家族の支えがあってこそその結果であると思います。表彰式の際には、ご家族への労いの言葉もかけていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

教育長 關野委員。

關野委員 参考資料の2ページに候補者一覧表が出ています。それと今の被表彰者名簿、これは特に問題はないと思いますが、5番のところで最後のところにペケがあって、全国大会入賞だが、入賞数が多いという理由でペケになっているところがあると思います。その辺りの理由が簡単すぎて、少し説得力が足りないかなという気がします。

教育長 教育総務課長。

教育総務課長 失礼いたします。委員がおっしゃるように、表現が多少足りないのかなというところではございますが、表彰の対象を決める際にはこの入賞というものの自体の希少度を評価としております。この数が多いというのは、入賞はしたけれどもたくさんいてるということです。そういう部分におきまして、競った結果でみていくと希少度が低いのかなとなってきました。比較的この吹奏楽といいますのが、この入賞という表現をよく使っています。例えば、吹奏楽コンクールの金賞というのもある一定基準のラインを越えれば金賞を頂戴できますが、本当に全国大会に行けるのは金賞をとった中のより評価が高いものが行くということなので、そういったことでございます。以上でございます。

教育長 關野委員。

關野委員 わかりました。この音楽のコンテストですが、見ていくと資料の26ページですが、最優秀賞が結構ありますね。それから、あとは優秀賞がこれだけありますので、これは競うというよりも、相対的な評価よりもこれは絶対的な評価ではないかと思います。今言われたように基準をクリアしていたら優秀だと、さらにクリアしていたら最優秀だと、基準があつての絶対的な評価だと思うのです。競い合つてのスポーツのように1位、2位、3位と相対的に決まるものではないと思います。それから言いますと、優秀賞はそれらをクリアしているから絶対的な優秀賞なのだと感じます。なので、多いからこれは除外するというのはどうなのかなという心配があつたのです。以上です。

教育長 他にございませんか。田中委員。

田中委員 失礼いたします。こちらの表彰者候補の一覧を見させていただいて、内規との関係で基本的にこの5名の方で個人的には良いかと思えます。

ただ、毎年この基準の部分で、こういう形であるので議論をよぶようになってまして、私自身も何度かもう少しすくい上げるというのか、対象にしてはどうかというお話をさせていただきましたけれども、やはり原則は内規に則った形で、先ほど教育総務課長がおっしゃった形で、対象があまりに広がりすぎるというのも表彰する対象としてはやはり如何なものかなと考えるところもありますので、今回、この5名の方でよろしいのではないのかなと個人的には思います。

教育長 ありがとうございます。
暫時休憩します。

(午前10時26分 休憩開始)

(午前10時30分 休憩終了)

教育長 休憩を解いて再開します。
他にございませんか。田中委員。

田中委員 失礼いたします。議案と関係のない質問を一つさせていただきたいと思えます。
先ほど山田委員から家族のサポート等を含めてということで労いの言葉をかけていただければというお話がありました。この表彰式についてですが、当然予定をされていると思いますが、今のところこの緊急事態宣言が大阪等で2月7日まで出ているという状況ですが、予定されていると思うのですが、いつされるのかと現状でどういう形で実施されるのか等決まってる部分がございますたら少しお教え願えたらと思えます。

教育総務課長 失礼いたします。期日につきましては2月21日ということでございます。基本的に所謂施設の密にならないキャパの問題があるかと思うのですが、現時点におきましては例年よりも少ない感じになっておりますのでできるのかなと考えてはございます。ただ、保護者の方の入場につきましては一部制限を加えさせていただく可能性があるかと思っております。基本的にはやって参りたいと考えておりますけれども、コロナの感染拡大の状況を見まして、考えて参りたいと思っております。以上です。

教育長 ありがとうございます。他にございませんか。
ないようでございますので、質疑を打ち切ります。本案につきましてご異議ないでしょうか。

各委員 (「異議なし」の声あり)

教育長 異議がないようですので、原案のとおり可決することといたします。
本日追加議案が提出されておりますが、ここでこの案件を日程に追加し、審議することにご異議ございませんか。

各委員 （「異議なし」の声あり）

教育長 異議がないようですので、議案を追加し、審議することといたします。

日程 5 追加の案件（１）請願書の提出について

教育長 追加の案件（１）請願第１号「請願書の提出について」ですが、本年の１月２２日付けで請願書の提出がありましたので、委員の皆様には審議していただきたいと思います。なお、請願者は陳述の機会を求めておられることを申し添えます。
暫時休憩します。

（午前１０時３４分 休憩開始）

（午前１０時３５分 休憩終了）

教育長 休憩を解いて再開します。三岡委員。

三岡委員 失礼いたします。１月２２日に請願書をご提出いただいたということで、これまで教育委員会会議では、請願書が提出された場合には直近の教育委員会会議で諮るということを経験的になされていたかと思うのですが、今回この教育委員会会議で請願書を諮るということになるのでしょうか。

教育長 教育総務課長。

教育総務課長 失礼いたします。請願の処理に関しましては香芝市教育委員会請願等処理規則というのがございますのですが、そちらにおきましては請願がありました場合には直近の委員会で報告ということでございます。報告とは別に採択するのかもしれないのかということでございますが、内容状況によりましては直ちに採決をするということではないものかということでございます。まずは、ご報告をこの場でさせていただいたということでございます。

また、請願をなされた方からは陳述の機会と意見を申し上げたいということで仰っていただいておりますので、まずそういった部分をお受けするのかもしれないのかということからかなというところでございます。

教育長 三岡委員。

三岡委員 ご説明いただきありがとうございます。請願書を出された方が陳述の機会を求められているということであれば、是非直接ご意見をお伺いしたいと思いますので、もしお越しいただけるとなれば、２月の教育委員会会議になるのでしょうか。

教育長 教育総務課長。

教育総務課長 いただきました請願について、対応させていただく必要があるかと思いますので次で

あれば2月かなと思います。

教育長 よろしいでしょうか。田中委員。

田中委員 失礼いたします。すみませんが、まだ乱読すらできていない状態で、少しお話させていただきたいと思います。少し条例とといいますのか、内容そのものが条例そのものの解釈の問題であったり、それから権限の問題であったりという部分で、いろいろ書いていただいていることが少し深堀しないと、中々私も理解できないような状況です。

まずは、内容そのもの自体も把握できていないような状態ですので継続審議でお願いできないかということがまず一つです。その上で請願者本人が来られて、意見を述べるというお話ですが、この部分も含めて先にこの内容を精査する部分で第一段階として少し継続していただけないかと思います。そして、その上で本人の申し出でも含めて、できるだけ早くするべきだと思いますが、2段階で考えてはいただけないかというのが私の個人的な意見です。その中で5ページの4に請願処理のお願いという部分が書かれています。これはご本人様の意見だけでなく、これも憲法の規定に則った形と書いておられますが、この部分に関してはご本人様のご意見や要望を賜ればよろしいかなと思います。私の意見としては以上です。

教育長 ありがとうございます。他にございませんか。

今、田中委員からありましたように、やはり内容も少しボリュームがあります。文化活動の推進に関する基本的方針等の策定等も求められているようでございますけれども、内容的にももう少し精査もする必要があるかなと思います。それにはご本人様のご意見もお伺いさせていただくというのも一つかなと思いますので、次回の教育委員会会議で請願者に来ていただき、その趣旨の説明を聞かせていただくということで進めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

各委員 （「異議なし」の声あり）

教育長 ありがとうございます。それでは、本案県につきましては継続審議とさせていただきます、次回の教育委員会会議に請願者に直接趣旨の説明を頂くということにさせていただきます。

日程5（6）その他

教育長 続きまして、案件（6）その他として各課より報告があればお願いします。学校教育課長。

学校教育課長 失礼いたします。学校教育課より一点ご報告がございます。令和2年の12月、前回第15回教育委員会会議におきまして議第18号として香芝市立学校における携帯電話の取り扱いに関するガイドラインについて上程いたしましたところ、趣旨や方向性につきましては大筋ご承認いただき、原案可決賜りました。ありがとうございます。その折にご指摘いただきました点について、見直し、修正をかけましてご参考として手元にお示しさせていただいております。

見直しの視点としましてはいくつかございましたが、大きいものとして三点簡単にご報告させていただきます。1点目は学校家庭間の切り分けが不明瞭で、学校の負担等も懸念されるというご心配をいただいていた件です。大きくは登下校の所持及び学校への持込に関するところでありますけれども、タイトル自身が取り扱いのガイドラインということでございますので、家庭に携帯電話所有のモラルやリテラシーでも啓発していく必要、意味も込めまして丁寧に標記していく形で進めることを再確認し、文言等を精査させていただきます。

2点目は優先順位を考慮して項目番号を見直すことについてですが、保護者の責任の重みを強調するために関連項目番号を上位に入れ替えるようにさせていただきます。

3点目は文言等の再チェックにつきまして、特に所持、持たせる、持ち込み等の標記についてどの部分を認めてどの部分を認めないのか不明瞭なことになっておりましたので、文言を統一して明確化しております。また、ご意見いただきましたように教職員に過度の負担がいかないように家庭の啓発を進めることでありましたり、一人一台の端末の実現もしましたし、GIGAスクール構想の中で避けて通れないネットリテラシーやSNSの利用といったところの学びは学校と家庭と連携して進めていきたいということ、それから、登下校の所持、学校への持込は破損等の可能性もあり、そのことも含めて理解承諾するように自重にて同意を求めることにすることなど、市教委と学校と統一見解をもって丁寧に進めて参りたいと思います。委員の皆様には貴重なご意見を賜りまして誠にありがとうございます。また、何かお気づきのことがございましたら会議後、学校教育課の方に直接ご連絡いただければありがたいと思いますのでどうかよろしくお願いいたします。以上です。

教育長

ありがとうございます。前回の会議におきまして携帯電話の取り扱いに関するガイドラインにつきましてご審議を賜りました。その折に、各委員より内容的には大筋はご同意いただいたのですが、記述等の部分についてご意見をいただいたところもありまして、これにつきましては今学校教育課長の方からもご報告がありましたように過失修正の方をさせていただきます。これをもちまして、このガイドラインを発行するというところでよろしいでしょうか。

田中委員。

田中委員

失礼いたします。これもまだ乱読をただけでございますので、細かいところは先ほど学校教育課長からお話がありましたが、後程個別に連絡させていただくことにしまして、基本的にこのままで原則結構かなと思います。

教育長

ありがとうございます。では、このガイドラインにつきましては以上の通りとさせていただきます。

他に各課より報告、提案事項がありましたらよろしくお願いいたします。こども課長。

こども課長

失礼いたします。こども課より報告させていただきます。令和3年1月13日香芝市附属機関設置条例に基づき小規模保育事業者選定委員会を開催いたしまして、鎌田こども園にて、令和4年4月1日から小規模保育事業を開始できる業者を選定するために、今、香芝市ホームページの方にその要綱を告示しておりますので、そのことをお伝えさ

せていただきます。以上でございます。

教育長 ありがとうございます。他に報告事項等ございますか。
よろしいでしょうか。田中委員。

田中委員 失礼いたします。ここに県立高校等の入試の件について保護者の皆様への協力をお願いの文章を頂いております。

たまたまなのですが、昨日行政職の中でどちらかというと休園に向かわないとならない職場にお勤めの方とたまたまお話しする機会がございました。その方の子どもさんが現在市内の中学校3年生で在籍しているということでした。自分の立場も含めて、感染防止対策というのが個人的にも難しい、万全を期しているつもりなのですが、難しい部分も実態として自分自身も思っていますと言われていました。その中で万が一自分が感染した場合に子どもにうつてしまわないかと、心配されていました。特色の入試が1か月を切っています。その状況で、非常に毎日個人的にもピリピリしている状態だというお話をたまたま伺いました。その中でこういう形のお知らせなり、配慮をしていただくのは非常にいいことではないかなと思います。そういう形で、子どもさんは当然自分自身のことなので、相当緊張感をもっていると思うのですが、それ以外の親御さんも私たちが想像している以上に、やはり万が一自分の責任で子どもがという部分で非常に緊張されているのだなということが、昨日個人的にも理解できました。そんな中でこういう文書を出していただいて、いろいろコミュニケーションをとっていただくというのは良いことではないのかなと思います。学校現場を含めて本当にこれからのひと月半ほど、非常に緊張が強られるタイミングだと思います。十二分に、こういう部分も含めて啓発を含め、いろいろやっていただけたらなと思います。以上です。

教育長 ありがとうございます。

では、次回の令和3年第2回教育委員会会議の日程を決めたいと思います。次回の令和3年第2回教育委員会会議は、2月10日水曜日、午前10時の予定でお願いいたします。

本日の案件は全て終了いたしました。長時間にわたりまして、慎重ご審議をいただきまして、ありがとうございます。これをもちまして、令和3年第1回教育委員会会議を閉会といたします。

(午前10時51分 閉会)